

## 「伊達市公募提案型協働モデル事業」の追加募集が始まりました! 市内の団体なら応募OK! チャンスです! 5月末締切!

ご存じでしたか? 平成29年度「伊達市公募提案型協働モデル事業」の追加募集が、5月8日から始まっています。「市民の発想を生かした提案」に「市民団体が主体的に取り組み」「市と協働してまちづくりを推進する」チャンスがもう一度あります!。締切は5月31日。時間はまだあります! チャレンジをお急ぎください!

### 規約を持つ5人以上の伊達市にある団体であれば 応募できます、「支援センター」も応援します

この事業に応募できる団体の条件は緩やかです。「市内に活動拠点が」「規約を持ち」「1年以上実績があり」「予算、決算を適正にしている」「5人以上の団体」なら、どの団体にも応募資格があります(残念ながら、個人での応募はできません)。

ただし、提案事業の採否は「審査委員会」による「書類審査」が基本ですから「応募書類のデキ」が問われます。中でも、様式が定められている「事業提案書」「事業計画書」「事業収支予算書」「団体概要書」等の応募書類の作成がポイントのようです。「初めてのチャレンジだから、書類作成が不安」なときは遠慮なく「支援センター」に相談してください。全力挙げて応募書類作成を応援します。

### ここがポイント! 「要綱」で「審査基準」を確認! 「協働の必要性・役割分担・相乗効果」に目配り!

応募にはまず「募集要項」の検討確認が大切です。「実施を伴わない調査等でないこと」「地区住民の交流行事等の親睦会的なイベント開催事業でないこと」等制限規定もあるからです。「審査基準」も明示されていますからこれを踏まえた提案に仕立てることも重要。その基準は①事業の目的・課題・解決方法②市民サービスの向上・公益性③協働の必要性・役割分担と相乗効果④具体性・実現性⑤先進性・先駆性⑥予算の妥当性⑦事業遂行能力ですが、中でもポイントは「③協働の必要性・役割分担と相乗効果」。「提案団体と市が協働で実施する必要があるか。役割分担は明確かつ適切か。協働で行う相乗効果が期待できるか」が問われます。市民団体と行政の「分担と連携=協働」をどう具体化し、どんな成果に結び付ける事業なのか、これを明確にした応募提案が期待されています。



### 伊達市公募提案型協働モデル事業募集

伊達市では、多様な地域等の課題について、市民の発想を生かした提案を募集し、提案した団体が主体的に取り組み、市と協働してまちづくりを推進するため、「協働」によるきめ細かな質の高いサービスの提供により市民満足度を高めるとともに、幅広い協働の実現につなげていくことを目的に、モデル的に実施する事業を募集します。

#### 提案できる団体

1. 伊達市内に事務所及び活動場所を有する団体(NPO、ボランティアグループ、市民活動団体、自治会、町内会等)
2. 営利、政治活動、宗教活動を目的とした団体でないこと。
3. 5人以上の会員で組織していること。
4. 組織の運営に関する規則(定款、規約、会則等)があること。
5. 1年以上継続して活動していること。

#### 対象となる事業

1. 伊達市全域または複数の地域の課題に対する解決を目指すものであること。(5×0.1旧町地域の内、2つ以上の地域を対象とするもの)
2. 総合計画等本市の基本方針と矛盾しないこと。
3. 本市が単独で実施するのと比べ、より高い成果が期待できること。

#### 事業期間

原則として単年度事業(平成30年3月31日までに終了する事業)

審査基準については、次のとおりとします。

項目	審査基準
1 事業の目的・課題・解決手法	・提案事業は、制度の趣旨に合致しているか。 ・提案事業の目的は、明確で適切であるか。 ・提案内容の課題は市民のニーズや社会的課題を踏まえたものであるか。 ・提案内容は、課題を解決する方法として合理的か。
2 市民サービスの向上・公益性	・協働事業を実施することで質の高いサービスが提供できるか。 ・市民の参加や参画が推進できるか。 ・公金を活用するにふさわしい公益性があるか。 ・納税者の理解が得られるか。
3 協働の必要性・役割分担と相乗効果	・提案団体と市が協働で実施する必要があるか。 ・提案団体と市の役割分担は明確かつ適切か。 ・協働で行うことにより相乗効果が期待できるか。
4 具体性・実現性	・実施体制、実施方法が明確かつ適切か。 ・スケジュールが具体的で、実現は高いか。
5 先進性・先駆性	・提案事業は、先進性・先駆性等の工夫やアイデアがあるか。 ・提案事業は、今後のモデル事業となり得るか。
6 予算の妥当性	・予算の収入(財源を含む)の見積りは適正か。 ・予算の支出(対象経費を含む)の見積りは適正か。 ・積算根拠は妥当か。
7 事業遂行能力	・団体には事業遂行上の問題を解決していくための専門性及び経験が十分にあるか。 ・提案事業を実施できる能力や実績があるか。

↑伊達市のホームページで告知された「協働モデル事業」追加募集のニュースと、要項に示されている「7項目の審査基準」。

# 自分達向きの「助成金最新情報」が届いているかもしれません！ 一部をご紹介します！ 詳細は支援センターへお問い合わせを！

## 「人材育成支援」から「認知症カフェ応援」まで 5件の「助成金情報」をご紹介します！

助成金名②対象団体③助成金概要④受付期間の順にご紹介します。詳細お問い合わせは支援センターに。  
**大和証券フェニックスジャパン・プログラム**②NPO③被災者被災地再建支援に取り組むNPOの人材育成に500万円以内④6月1日(木)～8日(木) **損保ジャパン自動車購入費助成**②NPO③障がい者の福祉活動を行う自動車購入費に100万円上限④6月1日(木)～7月14日(金) **ファイザープログラム**②NPO・市民団体③中堅世代(30～50歳台)の心とからだのヘルスケアに300万円上限④6月5日(月)～16日 **Panasonic NPO サポートファンド**②NPO③組織診断から組織基盤強化まで取組支援200万円上限④7月14日(金)～31日(月)。**朝日新聞認知症カフェ開設応援**②市民団体(法人格問わず)③開設費と3年間の運営費に100万円上限④締切6月12日(月)。



↑5件の「助成金情報」の中の2件の「募集パンフレット」  
 ・この2件だけでなく左の本文で紹介した「助成金情報パンフレット」はすべて「支援センター」にあります。「自分達向きかな」と思ったらぜひお問い合わせください。詳しい説明を添えてご提供します。なお、助成金情報は随時支援センターに届きますので、ぜひ定期的にお気軽にお問い合わせください。

## 念のためもう一度報告! NPO 法人はご注意ください! 定款変更の必要があるかないか確認ください!

市内のNPO法人の中にはまだ気にかけていない法人があるかも知れませんので再度報告します。右写真のようなパンフレットが送付されているはずですが。NPO法の改正ポイントを通知するもので、重要なのは「貸借対照表の公告が必要に」という部分です。これは現在、毎年度の実績報告の際「資産総額の変更登記」もしているのですが、これをなしにする代わりに「貸借対照表の公告」を義務付けようとするもので、2年半以内に実施されます。

定款に「公告は官報で行う」としてある場合はその通りにしなくてはなりません。定めてない場合も「官報で行う」ものとみなされます。問題は「官報=無料」の誤解があること。もちろん有料で最低でも4万円弱ほどかかるようです。定款を確認し、変更すべきかどうか検討をおススメしています。どうすればよいか、詳しくは「支援センター」に相談してみてください。



平成28年6月、特定非営利活動促進法が改正されました。

**2017.4.1 START**

特定非営利活動促進法改正のご案内

事業報告書等の備置期間が約5年に延長

資産の総額の登記が不要に貸借対照表の公告が必要に

(平成29年2月1日時点)

←貸借対照表の公告が必要になると案内しているパンフ。  
 ・現状「資産総額の変更登記」は、毎年度事業を実施しているNPOなら必ずしています。収支は毎年異なり資産総額も変わるからです。でも登記所まで出向く必要があります。これを不要とする代わりに、NPOが必ず作成する「貸借対照表」をそのまま「公告」する方式にしようというのが法改正の趣旨。定款で「官報で公告を行う」と定めている法人は費用発生が必至です。これを避けるには「定款の変更」が不可欠。しかも年1回開催が多い「総会決議事項」だけに、国・県は、早目の呼びかけに力を入れているのです。

## 「支援センター」の仕事曜日は「月～土曜日」に変わりました。「日曜日は休館」です。

「支援センター」のお休みは開設以来市立図書館と同じ月曜日でした。しかし「地域自治組織の設立稼働」もあり「活動は月曜から」という市民団体が多くなりました。そこで4月からは「支援センターも活動は月曜から土曜」とし「日曜休館」とさせていただきます。ご相談・お問い合わせは月曜からオーケーです。今号で取り上げた「協働モデル事業」「助成金」「定款変更」に限らず、市民活動のことなら何なりとお気軽にご相談ください!



伊達市市民活動支援センター  
 電話番号: 024-583-2800 FAX: 024-583-2820  
 ○開館: 毎週・月～土曜(日曜休館) 午前9時～午後6時  
 伊達ふれあいセンター3階まで